



「AWG治療」事件

(知財高判令和6年11月11日 令和6年(行ケ)第10028号¹)

概要

- (1) 指定商品・役務の類否が争点となった無効審判請求不成立審決に係る取消訴訟事例。
- (2) 指定商品・役務の取引の実情を踏まえて商品・役務類似と結論づけた(審決取消し)。
- (3) 商品・役務に関する非類似の推定を覆した一例として参考になり得る事例。

	本件商標	引用商標
登録No.	登録第6320554号 ²	登録第6217436号 ³
商標	AWG治療(標準文字)	AWG治療(標準文字)
指定商品・役務	第44類「医療用機械器具の貸与」等	第10類「医療用機械器具(「歩行補助器・松葉づえ」を除く。)」等

裁判所の判断

- (1) 商品と役務の類否の判断方法について

商標法4条1項11号所定の商品と役務の類否は、それらの商品・役務に同一又は類似の商標を使用する場合には、同一の営業主の製造・販売又は提供する商品・役務と取引者・需要者に誤認されるおそれがあると認められる関係にあるか否かにより判断すべきであり、具体的には、商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われている実情の有無・程度、商品と役務の用途の共通性、商品の販売場所と役務の提供場所の同一性、商品と役務の需要者の重なり具合等を総合的に考慮し判断するのが相当であるとした。

- (2) 本件商標の指定役務と引用商標の指定商品の類否について

上記の判断方法に基づき、提出された証拠資料から、本件指定役務「医療用機械器具の貸与」と、本件指定商品「医療用機械器具」の製造・販売とは、同一事業者によって行われている例が多数みられ、これらの用途は共通し、販売場所と提供場所は同一である場合が多く、需要者の範囲は実質的に重なっているということができるとした上で、このような取引の実情を踏まえると、本件指定役務「医療用機械器具の貸与」と本件指定商品「医療用機械器具」に同一の構成の商標(「AWG治療」)を使用する場合には、同一の営業主の製造・販売又は提供する商品・役務と取引者・需要者に誤認されるおそれがあるというべきであると認定した。

まとめ・考察

特許庁編「類似商品・役務審査基準」において、第44類「医療用機械器具の貸与」には類似群コード「42X09」が付されているのに対し、第10類「医療用機械器具(「歩行補助器・松葉づえ」を除く。)」には類似群コード「10D01」が付されており、これらの商品・役務は、類似群コードが異なるため、また、いわゆる備考類似の関係にもないため、非類似と推定される。但し、あくまで「推定」であり、「商取引、経済界等の実情の推移から、…この基準では類似としていないものでも類似と認められる場合もあり得」(「類似商品・役務審査基準」)、本件においては、正にその推定が覆されて商品・役務類似と認定された。

より具体的には、裁判所は、上記(1)の判断方法における①商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われている実情の有無・程度、②商品と役務の用途の共通性、

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail?id=6261

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2019-135274/40/ja>

³ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2019-061273/40/ja>

③商品の販売場所と役務の提供場所の同一性、④商品と役務の需要者の重なり具合の各要素について、「多数の医療機器メーカー等について、製造・販売と貸与（レンタル・リース）の両方の事業を行っていることが認められる」ことや「東京都が用いている『高度管理医療機器等販売業／貸与業許可申請』…の書式では、『販売業』と『貸与業』の許可申請・届出を1通の書類で行う様式がデフォルトとなっており、…これは、医療機器の販売業と貸与業の双方の許可申請・届出を行う例が現実には多い実情を示すものと理解できる」こと等から、①の実情の存在を認め、「貸与という行為は、単に貸渡し行為をすることのみならず、需要者に当該機械器具を使用させることを当然に予定するものである」ことを踏まえて、「その貸与の用途は、医療用機械器具の医療目的での使用ということができ」として、②の用途の共通性を認め、「各事業者は、ホームページを設けて申込みや問合せを受け付けており、その際には販売と貸与を共に説明していること…に鑑みると、医療用機械器具の販売場所と貸与の提供場所は、いずれも当該企業の営業所所在地やインターネット上のホームページ（同一のサイト）等であると認められる」こと等から、③の販売場所・提供場所の同一性を認め、「本件指定役務・医療用機械器具の貸与においても、広く一般の需要者（消費者）が想定されている場合があることが認められる」ことから、④の需要者の重なりを認めた上で、「医療用機械器具の貸与」と「医療用機械器具（「歩行補助器・松葉づえ」を除く。）」の類似性を認定した。

この認定の内容及びそれに至る道筋自体は、至極自然であり首肯できるものであると考える。その一方で、同認定の対象は、「医療用機械器具の貸与」及び「医療用機械器具（「歩行補助器・松葉づえ」を除く。）」という一般的な商品・役務（例えば、「医療用毛細管」とその貸与のように用途が限定的である等の特殊性が特にならない商品・役務）であることから、本件に限らず、他の事案についても同様のことが言えるのではないかと、即ち、「医療用機械器具の貸与」及び「医療用機械器具（「歩行補助器・松葉づえ」を除く。）」に係る他の事案についても同様に類似性が成立することになるのではないかと、という疑問が生じる。

ここで、更に、裁判所は、「原告は、先願に係る引用商標の商標権者であり、『AWG治療』の商標を医療用機械器具に付した上でこれを引き渡す行為を第三者が行った場合、当該商標権の侵害を理由に禁止権を行使することができるはずである」が、「本件商標の登録が有効なものだとすると、『AWG治療』の商標を医療用機械器具に付した上でこれを貸与する行為（当然に「引渡し」を包含する。）は、通常、本件商標に係る商標の使用と認めるのが自然であり…、商標権の及ぶ範囲の重複・抵触が生じかねない」とした上で、「このような状況を招来させるのは、…商標法全体の整合的解釈という観点からは好ましいことではない」とまで述べている。これは、何も「医療用機械器具の貸与」と「医療用機械器具（「歩行補助器・松葉づえ」を除く。）」だけの話ではなく、その他の商品とその貸与役務（例えば、第25類「被服」と第45類「衣服の貸与」等）にも関わる話ではないと思われる。

このように、本件は、「取引の実情を踏まえて商品・役務に関する非類似の推定を覆した一事例」であると共に、それに止まらずに、「医療用機械器具の貸与」と「医療用機械器具（「歩行補助器・松葉づえ」を除く。）」の非類似性自体に疑問を投げ掛け、更には、その他の商品とその貸与役務の非類似性について議論する一契機となり得る事例と言えるかもしれない。

なお、被告は、本件商標について、本件指定役務を指定役務とした再出願（商願2024-21195）を行っている。本件を踏まえてどのような審査がなされるのか、注目に値する。

キーワード 商標、指定商品・役務の類否、取引実情

[担当] 深見特許事務所 小野 正明

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。